

同窓会事務細則

第1条 京都文化短期大学同窓会会則第21条に則り、会長の招集する役員会等の出席に要する交通費は、次に定める額を限度として本会で負担する。

1. 役員会等は、原則として京都文化短期大学または京都市内で開催するものとする。
2. 京都文化短期大学で開催する場合、亀岡市内よりの出席者の交通費は、一律3,000円、亀岡市外よりの出席者については4,000円とする。
また、1時間30分以上かかる場合は5,000円とする。
但し、京都文化短期大学教職員・同窓会事務担当者には支給しない。
3. 京都市内で開催する場合、京都市内よりの出席者の交通費は、一律3,000円、京都市外よりの出席者については4,000円とする。
また、1時間30分以上かかる場合は5,000円とする。
4. 各支部会の役員会も、以上の交通費支給額に準ずるものとする。

第2条 慶弔事項については次の通りとする。

1. 慶弔金（供花料を含む）

| | |
|----------------|---------|
| 会員本人 | 20,000円 |
| 教職員本人 | 20,000円 |
| 教職員の配偶者又は1親等の者 | 10,000円 |

2. 祝金

| | |
|----------|---------|
| 会員の叙勲・褒賞 | 20,000円 |
| 教職員の叙勲 | 20,000円 |

3. その他、特別の場合にはその都度役員会において協議決定する。

第3条 京都文化短期大学同窓会会則第16条5項に則り、支部援助事項については次に定める額を限度として本会が負担する。

1. OG会援助費

ゼミ・クラブ単位で3名以上集って場合人数に応じて援助する。

3名・・・ 9,000円

4名・・・ 12,000円

以降、1名増えるごとに3,000円増額する。

同一ゼミ・クラブにおいては、年に1回請求できることとする。

2. 学年単位で開催する場合、その他特別な場合には、その都度役員会において協議決定する

第4条 この細則の改正は、役員会において決定する。

附 則

この細則は昭和60年 4月 1日より施行する。

この細則は平成 4年 4月 1日より施行する。

この細則は平成 7年10月15日より施行する。

この細則は平成12年 5月14日より施行する。

この細則は平成19年 4月16日より施行する